



館山市

電子契約サービスの利用に係る説明会

主催：館山市

運営：弁護士ドットコム株式会社

1. 電子契約の導入
2. 利用対象とする契約
3. 電子契約の利用にあたって
4. 契約締結の流れ
5. 契約保証等の電子手続き
6. ご不明点のお問い合わせ

1. 電子契約の導入

館山市の年間契約件数 **約 700 件**

手間がかかる

契約書の印刷、製本…

時間がかかる

業者とのやりとり

費用がかかる

郵送料、人件費…

契約書を電子化することで、課題を解決！

利用が簡単

アカウント登録不要
無料で利用可

業務の効率化

契約時の来庁不要
管理の効率化

コスト削減

郵送コストの削減
収入印紙は不要

DX化、働き方改革の推進！

電子契約の積極的な活用をお願いします

2. 利用対象とする契約

電子契約の対象とする契約

- ・ 請負契約
- ・ 委託契約
- ・ 売買契約
- ・ 売買単価契約
- ・ 賃貸借契約
- ・ システム使用、保守等の契約
- ・ 注文請書
- ・ 各種協定書・覚書
- ・ その他電子契約によることが適当と認められる契約

電子契約の対象としない契約

- ・ 書面で行うことが他の法令等により定めがある契約
(事業用定期借地権契約書、任意後見契約書 等 ※ 令和7年7月時点)
- ・ その他電子契約によることが適当でないとして認められる契約

入札、見積合せ

10月1日から公告又は指名通知する案件から対象

(公告又は通知に

「電子契約サービスを選択することができる」旨を記載します)

随意契約

10月1日以降に契約締結する案件から対象

3. 電子契約の利用にあたって

別記様式（第8条関係）

電子契約利用同意書

本同意書の作成日をご記入ください

令和7年10月 1日

館山市長 様

所在地 館山市北条1145-1
 商号又は名称 ○○○株式会社
 代表者職氏名 代表取締役 館山 太郎

契約権限等を委任している場合は、その委任先をご記入ください

下記の契約案件については、館山市と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

案件ごとに提出が必要となりますので、契約する件名をご記入ください

契約件名	館山市施設改修工事
------	-----------

【締結権限者】

当該契約締結の決裁権を有する方をご記入ください

役職・氏名	代表取締役 館山 太郎
メールアドレス	T.tateyama@○○○.co.jp

【担当者】 ※締結権限

ご記入がある場合は、【担当者】→【締結権限者】の順番でメールが届きます

役職・氏名	事務係 館山 花子
メールアドレス	H.tateyama@○○○.co.jp

【事務担当者】

本同意書に係る担当者のご連絡先をご記入ください

部署名	営業部
役職・氏名	事務係 館山 花子
電話番号	0470-22-0000
メールアドレス	H.tateyama@○○○.co.jp

電子契約利用時は、案件ごとに「電子契約利用同意書」を提出してまいります。

- 提出時期：入札・見積合せ
 ⇒ 事後審査時
 または落札決定後
 随意契約
 ⇒ 契約締結の前

- 様 式：HPに掲載

- 提出方法：メール（押印不要）

【締結権限者】

当該契約締結の決裁権を有する方をご記入ください

役職・氏名	代表取締役 館山 太郎
メールアドレス	T.tateyama@〇〇〇.co.jp

ご記入がある場合は、【担当者】→【締結権限者】の順番でメールが届きます

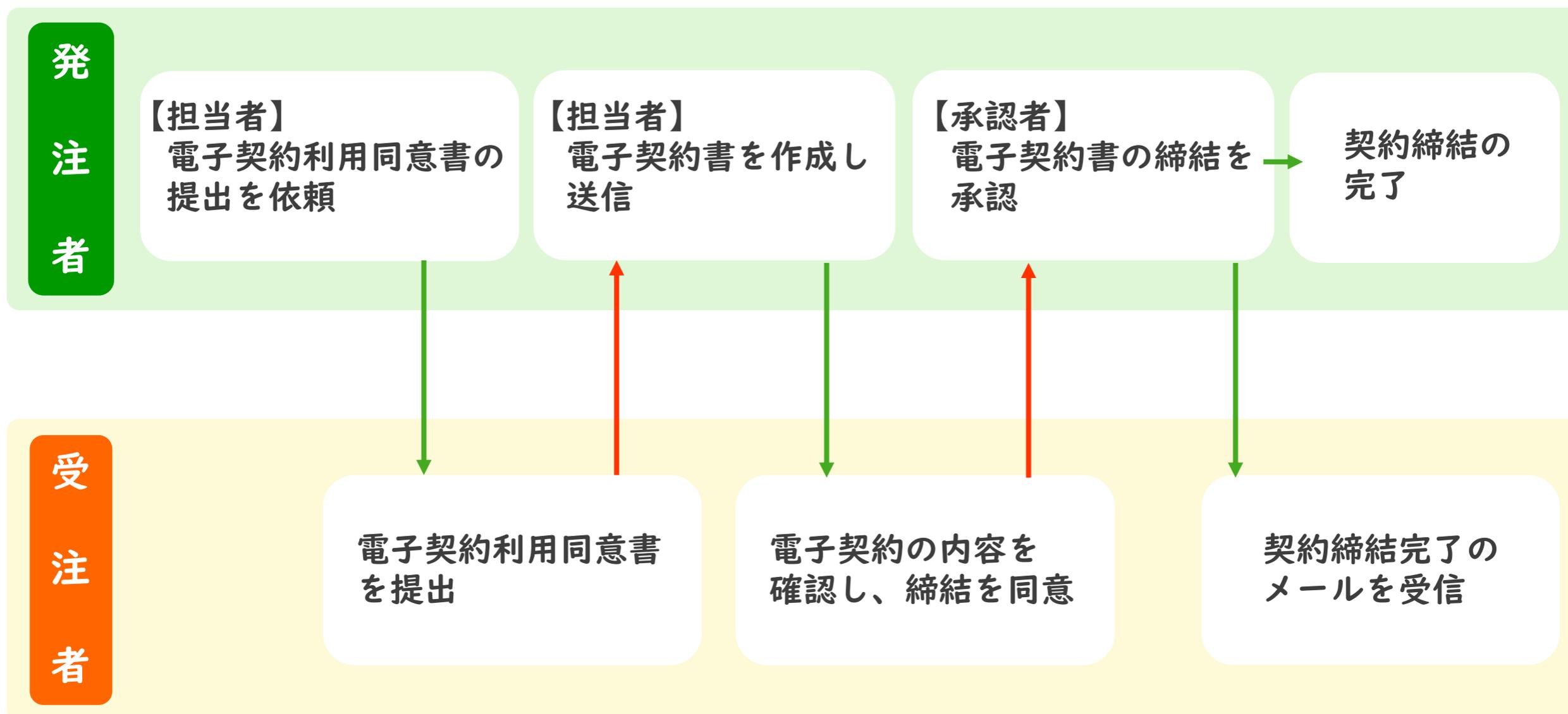
【担当者】 ※締結権限者と同一の場合は、省略可能です

役職・氏名	事務係 館山 花子
メールアドレス	H.tateyama@〇〇〇.co.jp

- 締結権限者の記入は**必須**です。
締結権限者のメールアドレスは、会社の代表アドレスでも差し支えありません。
- 担当者の記入は**任意**です。
記入がある場合は、まず担当者宛にメールが届き、
担当者が同意した後、締結権限者へメールが届きます。

4. 契約締結の流れ

電子契約時の締結業務は、以下の流れとなります。



契約の締結が完了したら…

- クラウドサインから「合意締結の完了」のメールが届きます。
- 電子契約書データを忘れずにダウンロードし、保存してください。

請書の手続き

- 受注者から「電子契約利用同意書」を提出してまいります。
- 発注者（市）が請書を作成しますので、クラウドサインにて契約書と同様の手続きをお願いします。

これまでのExcelファイル等を電子メールでやり取りする運用は、

10月1日からは電子契約サービスでの運用に移行します。

5. 契約保証等の電子手続き

請負工事の契約に必要な契約保証や、前払金の申請時に必要な前払保証の保証証書等を、電子データで提出することができます。

電子手続きができるもの

- **保証事業会社の契約保証証書**
 - 東日本建設業保証(株) など
- **保険会社の公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券**
 - あいおいニッセイ同和損害保険(株)
 - 損害保険ジャパン(株)
 - 東京海上日動火災保険(株)
 - 三井住友海上火災保険(株)
 - 共栄火災海上保険(株)
 - 大同火災海上保険(株)
 - 日新火災海上保険(株)

(令和7年7月時点)

電子手続きの方法

① 保証事業会社の契約保証証書の場合

- ・ 申請時に保証証書の形式について「電子保証」を選択してください。
- ・ 電子証書の手続き後、館山市へ以下のとおりメールしてください。

[送信先] 契約保証 : 管財契約課
前払金保証 : 発注担当課

[送信内容] 電子証書を閲覧するための認証キー
保証契約番号が記されたPDFの添付

電子手続きの方法

② 保険会社の公共工事履行保証証券又は 履行保証保険証券の場合

- PDF形式で発行された保険証券等（PDF発行証券）を、メールに添付して送信してください。
- 紙の保険証券等をスキャンしたものは提出不可。

〔送信先〕 契約保証　： 管財契約課

前払金保証： 発注担当課

CCに保険会社指定の連絡先アドレスを設定

〔送信内容〕 PDF発行証券の添付

6. ご不明点のお問い合わせ

お問い合わせ先

館山市役所 総務部管財契約課 契約係

電話：0470-22-3296

メール：kankei@city.tateyama.chiba.jp



自分で解決！じっくり解説！

ヘルプセンター

「なんでそうなの？」背景から解消方法まで、わかりやすく解説！困った時はまず読んでみてください。よくあるご質問や各種機能について記事にまとめております。

キーワード検索も可能ですので、知りたいことの単語をいれてご活用ください。

クラウドサイン右下のアイコンをクリックします。

ヘルプの検索より検索が可能です。

こちらがヘルプセンターページです。



操作方法のお問い合わせ窓口

チャットサポート

クラウドサイン右下のアイコンをクリックし、「メッセージを送信」をクリックすると複数の選択肢が表示されますので、ご希望の内容を選択してください。会話の途中でチャットを閉じた場合でもメールにて通知をいたしますのでご安心ください。

クラウドサイン右下のアイコンをクリックします。

メッセージを送信をクリックします。

こちらはクラウドサイン運営事務局です。(対応時間：平日10時～18時)「メッセージを送信」よりご不明点が確認できます。以下の「今すぐ回答を検索」より、わかりやすい動画やイラスト入り記事を検索できます。

会話を開始

通常の返信までの時間
数時間

メッセージを送信

すべての会話を表示